

2018年10月 日

各市町村長様
各市町村議会議長様

(陳情団体) 愛知自治体キャラバン実行委員会
代表者 森谷 光夫
名古屋市熱田区沢下町9-7
労働会館東館3階301号

介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充についての陳情書

【趣旨】

日頃のご尽力に敬意を表します。

さて、2018年度は、国民健康保険の財政運営の都道府県への移管、第7次医療計画、第7期介護保険事業計画等が同時にスタートする、診療報酬、介護報酬、障害福祉サービスのトリプル改定が行われるなど、医療と介護、社会保障制度改革の節目の年になっています。

6月に発表された「骨太の方針2018」では、2019年度から21年度を「基盤強化月間」と位置付け、社会保障関係費の歳出削減を進める社会保障費抑制路線をこれまで通り継続し、19年10月から消費税率を10%に引き上げるとしています。

「団塊世代が後期高齢者入りするまでに、世代間の公平性や制度の持続性確保の観点から、後期高齢者の窓口負担の在り方について検討する」、「医療・介護における『現役並み所得』の判断基準を現役との均衡の観点から見直す」、「高額療養費制度の負担上限額引き上げ」、「所得のみならず資産等の保有状況を適切に評価しつつ、『能力』に応じた負担を求める」ことを検討するなど、高齢者の負担増が課題となっていますが、さらに「消費税の増税」や「全世代」型の負担増が追求されています。

私たちは、今年39年目を迎えるキャラバン要請行動の中で、住民のくらしを守り改善する要求を掲げ、市町村に要請し、多くの要望を実現していただきました。また、地域住民の命とくらしを守る自治体の役割發揮をお願いしながら、地域住民の実情や要望を踏まえ、国の制度政策について改善を求めてまいりました。

ひきつづき住民の命とくらしを守るため、以下の要望事項について、実現いただきますよう要請します。

【陳情項目】 —★印が懇談の重点項目です—

【1】県民の要望である、市町村の福祉施策を充実してください。

1、安心できる介護保障について

★(1)介護保険料・利用料について

①介護保険料の低所得者への減免制度を実施・拡充してください。【広域連合】

(回答)国から示される基準を参考に、介護保険事業計画推進委員会のご意見などを伺いながら検討してまいります。

②介護利用料の低所得者への減免制度を実施・拡充してください。【広域連合】

(回答)国の軽減制度とのバランスを考慮しつつ検討してまいります。

★(2)介護保険利用の際の手続き

介護保険利用の相談窓口に専門知識を持った職員を配置し、要介護認定申請の案内を行ってください。【広域連合】

(回答)関係市町の介護保険担当課に臨時職員を3名配置し、要介護等認定が必要な方に対し、必要な手続きができるよう対応しています。

(3)基盤整備について

★①特別養護老人ホームや小規模多機能施設等、福祉系サービスを大幅に増やし、待機者を早急に解消してください。【広域連合】

(回答)介護保険事業計画推進委員会のご意見などを伺いながら検討してまいります。

②特別養護老人ホームに要介護1・2の方の入所希望について、積極的に「特例」を活用・拡大し受け入れを行ってください。【広域連合】

(回答)特例入所が必要な方に対し、適切な広報を行うとともに、利用者の状況や希望等も踏まえて、特例入所を実施しております。

★(4)総合事業について

①総合事業の現行相当サービスが必要な人には継続した利用ができるようにしてください。サービス利用者の「状態像」を一方的に押しつけたり、期間を区切った「卒業」はしないでください。【広域連合】

(回答)現行相当サービスの利用にあたっては、対象者個々のアセスメントに基づき、自立支援に向けたケアプランを作成し、サービスを提供しております。

②一般財源を投入して、サービスの提供に必要な総合事業費を確保してください。【広域連合】

(回答)国の制度に沿って進めてまいります。

(5)高齢者福祉施策の充実について

①サロン、認知症カフェなど高齢者のたまり場事業への助成を実施・拡充してください。【高齢者支援課】

(回答)平成24年度から地域の見守り、日常生活の援助、サロンの実施等による交流の場の創出等を実施する地域支えあい活動団体に対し、交付金を支給しており、現在22団体が活動中です。(平成30年9月1日現在)

また、認知症カフェは、太田川において、ケアラーズカフェを土日のみ開催しておりますが、拡大については、今後検討してまいります。

②住宅改修、福祉用具購入、高額介護サービス費の受領委任払い制度を実施してください。【広域連合】

(回答)住宅改修・福祉用具購入については、受領委任払いを実施していますが、高

額介護サービスについては、複数サービス事業所を利用した場合が想定されるため、実施していません。

★(6)障害者控除の認定について

①介護保険のすべての要介護認定者を障害者控除の対象としてください。【高齢者支援課】

(回答)すべての要介護認定者について、障害者又は特別障害者控除の対象としております。

②すべての要介護認定者に「障害者控除対象者認定書」または「障害者控除対象者認定申請書」を自動的に個別送付してください。【高齢者支援課】

(回答)全ての要介護認定を受けた方に、該当した場合は障害者控除の申請を行うように知多北部広域連合から勧奨通知を送付しております。

2. 国保の改善について

★①保険料(税)の引き上げを行わず、減免制度を拡充し、払える保険料(税)に引き下げてください。そのために一般会計からの法定外繰入額を増やしてください。【国保課】

(回答)減免制度のさらなる拡充は、そのための財源が必要となること等の影響があります。現在の国保会計の状況では難しいと考えております。一般会計からの繰入額等については、国の考え方や県内市町村の動向などから、増は考えておりません。

★②18歳未満の子どもについては、子育て支援の観点から均等割の対象としないでください。当面、一般会計による減免制度を実施してください。【国保課】

(回答)国民健康保険に関する基準等については、県内で標準化、統一化を目指していくこととして平成30年度から県単位化を始めたことから、今のところ市の独自事業として減免を行う予定はございません。

★③資格証明書の発行は止めてください。保険料(税)を継続して分納している世帯には正規の保険証を交付してください。【国保課】

(回答)国保事業は、国民皆保険の柱であり、医療給付と負担は共に公平でなくてはならないものと考えております。このため、理由もないのに国保税を納めていただけない方については、資格証明書を交付しております。特別な事情のある世帯には、弁明書等を提出していただくことにより、既存の保険証を発行しております。

★④保険料(税)を払えきれない加入者の生活実態把握に努め、むやみに短期保険証の発行や差押えなどの制裁行政は行わないでください。滞納者への差押えについては法令を遵守し、滞納処分によって生活困窮に陥ることがないようにしてください。また、給与などの差押禁止額以上は差押えないでください。【国保課】

(回答)短期証発行世帯については、保険証更新時、各種給付支払時、個別訪問時等による面談の機会を設け、個々の生活実態に合った納付をお願いしております。納付の機会の確保、実態の把握のためにも3ヶ月ごとの来庁が必要と考えております。

分納を定期的に行い、滞納額を減らしていくような世帯については、期間を延ばした短期証

や正規の保険証を交付するようにしております。

⑤一部負担金の減免制度については、活用できる基準にしてください。また、制度について行政や医療機関の窓口にわかりやすい案内ポスター、チラシを置くなど周知してください。【国保課】

(回答)一部負担金の減免規定の拡大については、そのための財源が必要となること等の影響があります。現在の国保会計の状況では難しいと考えております。また、制度については、市の広報、HPに掲載、国保課及び収納課窓口でのご案内、納税通知書送付時に案内書を同封等行うことにより周知を図っております。

⑥高額療養費の申請漏れが生じないように最善の手立てを尽くしてください。【国保課】

(回答)対象となる方には、申請の勧奨通知をしております。また、制度については、市の広報、HPに掲載し、周知を図っております。

3. 税の徴収、滞納問題への対応など

税の滞納解決は、児童手当を差押えた鳥取県の処分を違法とした広島高裁判決を踏まえ差押禁止財産の差押えは行わないでください。実情をよくつかみ、相談に対応とともに、地方税法第15条(納税緩和措置)①納税の猶予、②換価の猶予、③滞納処分の停止の適用をはじめ、分納・減免などで対応してください。【収納課】

(回答)

預貯金等の差し押さえを行う場合については、地方税法に規定された差し押さえ禁止額相当分を控除した額を差し押さえる等の配慮をしています。

納税折衝では、納税者の生活状況や収入等を確認しております。また、生活保護受給等の理由による生活困窮者については、滞納処分の執行停止を行うなどの対応をしております。

4. 生活保護について

★①生活保護の相談・申請にあたっては、憲法第25条および生活保護法第1条・第2条に基づいて行い、「申請書を渡さない」「就労支援を口実にする」「親族の扶養について問い合わせる」など、相談者・申請者を追い返すような違法な「水際作戦」を行わないでください。生活保護が必要な人には早急に支給してください。【社会福祉課】

(回答)生活保護は国民生活の最後の拠り所であるということを十分に認識しておりますので、面接相談においては、真摯な態度で相談に応じており、親切丁寧に法の趣旨や制度概要の説明を行うとともに助言を行っております。そして保護の必要な方には適切に対応しており、申請権の侵害は行っておりません。

★②ケースワーカーなど専門職を含む正規職員を増やしてください。また担当者の研修を充実させ、就労支援や生活指導を個別に丁寧に行ってください。【社会福祉課】

(回答)現在、ケースワーカーは7人おりまして、法令に定められる充足数を満たしておりましたが、平成30年度に入り規定世帯数を超える状況となりました。社会福祉法で定める定数は8人となりますので、今後は適切な人員確保のため、人事に要望していく予定です。また、担当ケースワーカーについては、日々、受給者の方との接し方などをお話ししております。今よりもさらに質の高いケースワークが実践できるよう、指導指示してまいりたいと思います。

★③行政側のミスによる過誤払いが発生した場合は、生活保護利用者に返還を一方的に求めないでください。返還によって利用者の生活が最低基準を下回ることのないよう十分に配慮し、了承を得るようにしてください。【社会福祉課】

(回答) 返還等が生じた場合、受給者の方とお話をして返還の理由を説明させていただいている。万が一、行政側のミスにより返還等が生じた場合は、相応を考慮した上で対応させていただいているので、ご理解ください。

④生活保護利用者の人権を侵害する一律的な資産調査をやめてください。【社会福祉課】

(回答) 資産調査は、国・県の指導のもと、生活保護実施上必要最小限のものにとどめています。人権を侵害するような不必要的資産調査は行っておりませんので、ご理解のほどよろしくお願ひいたします。

⑤外国人への生活保護制度および手続きに関するわかりやすい説明パンフレットを各国語で整備し、必要な方に配布できるようにしてください。また、ホームページにも各国語で掲載してください。【社会福祉課】

(回答) 東海市において、数カ国分の外国語用のパンフレットを用意しております。外国語での制度全容の説明については、厚生労働省のホームページをご利用ください。

5. 福祉医療制度について

★①福祉医療制度(子ども・障害者・母子家庭等・高齢者医療)を縮小せず、存続・拡充してください。
【国保課】

(回答) 東海市は、県の助成制度に加え、子ども医療で小中学生の通院現物給付など、市独自の内容で医療費助成を実施しています。現時点では、助成内容の縮小は考えておりません。

★②子どもの医療費無料制度を18歳年度末まで現物給付(窓口無料)で実施してください。中学校卒業まで現物給付(窓口無料)で実施していない市は、早急に実施してください。また、入院時食事療養の標準負担額も助成対象としてください。【国保課】

(回答) 東海市は、県の助成制度に加え、小中学生の通院医療費現物給付を実施しています。現時点では、これ以上の助成内容の拡大は考えておりません。

★③精神障害者医療費助成の対象を、一般の病気にも広げてください。また、自立支援医療(精神通院)対象者を精神障害者医療費助成の対象としてください。【国保課】

(回答) 東海市は、精神障害者保健福祉手帳1級、2級所持者を対象に全疾患の入通院医療費の助成、精神障害者保健福祉手帳3級所持者を対象に精神疾患の入院医療費の助成、また、自立支援医療(精神通院)対象者に精神疾患の通院医療費の助成を実施しています。

④難病患者が障害認定や障害福祉サービス、介護サービスを利用する際の相談・申請が遅滞なく行われるよう、窓口の一本化または情報の共有化を行ってください。【社会福祉課】

(回答) 切れ目なくサービスの利用ができるよう関係機関のケア会議等において情報共有しています。

6. 子育て支援について

(1)「子どもの貧困対策推進法」「子どもの貧困対策に対する大綱」を受け、2016年に県が実施した子ども調査も踏まえて、市町村独自に子どもの貧困対策に計画をもって推進してください。

①愛知県の調査方法に準じて、市町村での子どもの貧困の実態を調査してください。

- ②ひとり親世帯等に対する自立支援計画を策定し、自立支援(教育・高等教育職業訓練)給付金事業、日常生活支援事業等を実施してください。
- ★③就学援助制度の対象を生活保護基準額の少なくとも1.4倍以下の中世帯としてください。また、年度途中でも申請できることを周知徹底し、支給内容を拡充してください。入学準備金は、新学期開始前に支給してください。【学校教育課】

(回答) 平成26年度に生活保護基準の見直しが行われた際に、就学援助を受けている世帯に影響がないように認定基準を生活保護基準の1.3倍未満に変更しました。今年度も引き続きこちらの基準を使用します。対象基準及び支給内容につきましては、近隣市町村の状況から考えて適正であると考えます。年度途中でも申請できることは、ホームページや学校を通じて周知をさせていただいております。また転入者や経済的にお困りの方には、その都度市役所窓口や学校から案内するように徹底しております。入学準備金の支給については、新学期前に実施しております。

- ④教育・学習支援への取り組みを行うとともに、児童・生徒の「居場所づくり」や「無料塾」、「こども食堂」のとりくみを支援してください。【社会教育課】

(回答) 平成30年8月より、家庭学習が十分でなく、学習習慣が身についていない中学生を対象に、学習支援教室を開催しております。生活困窮世帯の生徒を含め、市内在住・在学の中学生の居場所づくりと共に、学習習慣を見つけさせ基礎学力の向上を目指すことを目的とし、無料で学習を支援する場を提供しております。

- ★(2)小中学校の給食費を無償にしてください。未納者が生じないよう、当面「減額」や「多子世帯に対する支援」などを行ってください。。【学校教育課】

(回答) 学校給食法(昭和29年6月3日法律第160号)第11条第2項により学校給食費は学校給食を受ける児童又は生徒の保護者(学校給食法第16条に規定する保護者)の負担となっておりますので、給食費を無料にはできません。一般財源繰り入れによる減額としては、経済的に困窮していると認められた方を対象に就学援助制度を行っていますが、多子世帯に対する支援などは行っていません。

- (3)保育施設において、どの時間帯においても職員配置基準と労働基準法の両立が可能な、有資格者での配置の人員費を確保できるよう、国に要請し、自治体としても独自補助を行ってください。【幼児保育課】

(回答) 子ども・子育て支援新制度が平成27年度からスタートして以来、毎年、施設型給付費の基準額が上がり続けています。さらに処分改善等加算Ⅱが平成29年度から追加され、平成30年度も制度改善が図られるなど、民間事業者に対する給付費が毎年手厚くなっています。本市においては国の状況を踏まえ対応することとし、民間に独自に補助することは考えておりません。

7. 障害者・児施策の拡充について

- ★①障害者が24時間365日、地域で安心して生活できる「暮らしの場」が選択できるよう、グループホームや通所施設を拡充するとともに、小規模の入所施設を設置してください。【社会福祉課】

(回答) グループホーム等の拡充については、市内の社会福祉法人と相談しながら進めてまいります。

②移動支援(地域生活支援事業)を、障害者・児が必要とする通園・通学・通所・通勤に利用できるようにするとともに、入所施設の入所者も支給対象にしてください。【社会福祉課】【女性・子ども課】

(回答)原則として、通学をはじめ、通園・通所・通勤のような継続的に必要な場合は、サービスの目的と合致しないことから、利用できません。

③診療・治療を受けている時間、院内での待ち時間を報酬に算定してください。障害者が安心して医療にアクセスできるよう、入院時支援としてのヘルパー派遣を認めてください。また、日用品の購入・洗濯をはじめ、看護師らとのコミュニケーション支援など入院中の付添いにかかる援助へのヘルパー利用を認めてください。【社会福祉課】

(回答)入院時のコミュニケーション支援サービスは、平成28年度から開始しました。その他の入院中のサービスについては、国の指導に基づき、病院が利用を認めた場合は実施しています。

④障害者・児の福祉サービスの利用料、給食費などを無償にしてください。【社会福祉課】【女性・子ども課】

(回答)現時点で、利用者負担額を無償にするといった市単独の制度を実施する予定はありません。

★⑤40歳以上の特定疾患・65歳以上障害者について、一律に「介護保険利用を優先」とすることなく、本人意向にもとづき障害福祉サービスが利用できるようにしてください。介護保険の利用申請を行わない障害福祉サービス利用者に、障害福祉サービスを打ち切らないでください。また、2018年4月からはじまった高齢障害者の利用者負担軽減制度を周知するとともに、障害福祉担当窓口で介護保険サービス利用により負担が新たに発生するもの、利用できないサービスを説明してください。【社会福祉課】

(回答)国の通知により、介護保険制度を優先しておりますが、障害者の必要性に応じ、介護保険で不足するものについて障害福祉サービスの支給決定を行っております。

⑥障害者が生活するグループホームや施設の夜間体制は、必ず職員を複数配置にするよう基準を定め、報酬単価のさらなる改善を、国に要望し、自治体でも補助してください。【社会福祉課】

(回答)現時点で国の動向を注視しているところでございます。要望書の提出や補助等の予定はありません。

⑦障害者福祉サービスに係るホームヘルパー職など、介護職員の不足を解消するために報酬単価の引き上げを、国に要望し、自治体でも補助してください。また、福祉教育をすすめるとともに、介護職の大切さを知らせてください。【社会福祉課】

(回答)現時点で国の動向を注視しているところでございます。要望書の提出や補助等の予定はありません。

8. 予防接種について

★①流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)、ロタウイルスワクチン、子どもや障害者のインフルエンザワクチン、定期接種から漏れた人に対する麻疹(はしか)の任意予防接種に助成制度を設けてください。【健康推進課】

(回答)流行性耳下腺炎、ロタウイルスワクチンの任意予防接種については、乳幼児期

に必要な予防接種の種類や数が増加し複雑化してきているため、健康被害の面も考慮しなければなりませんので、定期予防接種に位置づけられる等、国の予防接種に対する施策が必要となってきます。今後も引き続き、国の動向や近隣市町の状況等の情報収集に努め、予防接種事業を進めてまいります。

子どものインフルエンザワクチンの任意予防接種については、平成29年度度から中学3年生及び高校3年生等の接種に対して補助制度を開始しました。

麻しん（はしか）の任意予防接種に対する助成につきましては、現在のところ、市として実施する予定はありません。

- ②高齢者用肺炎球菌ワクチン（定期接種）の一部負担を引き下げるください。2019年度以降も任意予防接種事業を継続してください。また2回目の接種を任意予防接種事業の対象としてください。【健康推進課】

（回答）高齢者用肺炎球菌ワクチンは、平成26年10月1日からの定期接種化に伴い、66歳以上の定期接種対象者以外の方についても定期接種対象者の方と同様の自己負担額1,080円で接種できるようにしています。生活保護を受けられている方は自己負担額を無料としていますが、それ以外の方の自己負担額を無料にする予定は現在のところ、ありません。2回目の接種については、国で2回目の有効性について検討されているところであり、現在のところ、市として独自で任意予防接種の対象とする予定はありません。

9. 健診・検診について

- ★①産婦健診の助成事業を創設してください。また、助成対象回数が1回の市町村は2回に拡充してください。【健康推進課】

（回答）産婦健診の助成については既に平成29年8月から、2回実施しております。

- ②妊産婦歯科健診への助成を妊婦・産婦共に実施してください。【健康推進課】

（回答）現在、妊婦には母親教室で、産婦の希望者には乳児健診時に歯科健診を実施しています。かかりつけ歯科医を持つ目的では個別方式が望ましいと考えますが、産婦歯科健診は乳児健診と同時にできるため、便利で受けやすいという意見があります。

- ③保健所や保健センターに歯科衛生士を常勤で複数配置してください。【健康推進課】

（回答）歯科は対象が「ゆりかごから墓場まで」と年齢範囲が広く、むし歯や歯周病等歯科疾患の罹患者率が高率であり、歯科医療費は全疾患の上位を占め、期待される予防活動は歯科衛生士1人では賄いきれません。複数配置は必須であり、本市でも毎年要望しています。

【II】国および愛知県に、以下の趣旨の意見書・要望書を提出してください。

1. 国に対する意見書・要望書

- ①75歳以上の医療費患者負担2割引き上げをはじめ、政府が現在検討を進めている、これ以上の医療費患者負担増の検討を止めてください。【国保課】

（回答）現時点では、国の動向を注視しているところでございます。要望書等の提出の予定はありません。

- ②国民健康保険の国庫負担を抜本的に引き上げ、払える保険料（税）にするために、十分な保険者支援を行ってください。【国保課】

- (回答) 国の動向を見ながら、機会をとらえ要望したいと考えています。
- ③マクロ経済スライドを廃止し、「年金カット法」の年金額改定新ルールは実施しないでください。また年金支給開始年齢を68歳からに先延ばしする検討を止めてください。全額国庫負担による最低保障年金制度を早急に実現してください。【国保課】
- (回答) 年金制度については、年金事務所を通じて国へ要望してまいります。
- ④介護保険への国庫負担を増やして、負担の軽減と給付の改善をすすめてください。さらなる軽度者外しはやめてください。介護・福祉労働者の安定雇用のために待遇を改善してください。
- 【広域連合】
- (回答) 国の制度に沿いつつ、検討してまいります。
- ⑤子どもの医療費無料制度を18歳年度末まで現物給付(窓口無料)で創設してください。【国保課】
- (回答) 東海市は、県の助成制度に加え、小中学生の通院医療費現物給付を実施しています。現時点では、要望書の提出の予定はありません。
- ⑥障害者・児が24時間365日、地域で安心して生活できる「くらしの場」が選択できるよう、グループホームや入所施設・通所施設などの入所機能を備えた地域生活拠点を国の責任で整備してください。福祉人材の人手不足を解消するために報酬単価を大幅に引き上げてください。
- 【社会福祉課】
- (回答) 東海市障害者自立支援協議会等で上記問題について協議をしています。現時点では、要望書の提出の予定はありません。

2. 愛知県に対する意見書・要望書

(1) 福祉医療制度について

- ①子どもの医療費助成制度を18歳年度末まで現物給付(窓口無料)で実施してください。【国保課】
- (回答) 東海市は、県の助成制度に加え、小中学生の通院医療費現物給付を実施しています。18歳年度末までの拡大については、現時点では、要望書の提出の予定はありません。
- ②精神障害者医療費助成の対象を、一般の病気にも広げてください。また、自立支援医療(精神通院)対象者を精神障害者医療費助成の対象としてください。【国保課】
- (回答) 東海市は、精神障害者保健福祉手帳1級、2級所持者を対象に全疾患の入通院医療費の助成、精神障害者保健福祉手帳3級所持者を対象に精神疾患の入院医療費の助成、また、自立支援医療(精神通院)対象者に精神疾患の通院医療費の助成を実施しています。現時点では、要望書の提出の予定はありません。
- ③後期高齢者福祉医療費給付制度の対象を拡大してください。【国保課】
- (回答) 東海市は、県の助成制度に加え、市単独事業としてひとり暮らし高齢者、精神障害者保健福祉手帳1級、2級所持者を対象とした全疾患の入通院医療費の助成などをいたしております。これ以上の拡大については、現時点では、要望書の提出の予定はありません。

(2) 市町村国民健康保険への県独自の補助金を復活してください。【国保課】

- (回答) 現時点では、県の動向を注視しているところでございます。要望等の予定はありません。